

# 町名地番の変更に伴う住所変更手続きについて

○手続きについては、下表のとおり必要なものがあります。主なものについてまとめましたので、組合地区内にお住まいなど該当する方は、町名地番が変更された後に手続きをしてください。その他法令等により、住所変更の手続きが必要なものについては、所定の手続きをしてください。

## ※変更証明書の発行について

住所変更を証明する書類として、住所表示変更証明書(以下、変更証明書)を市民課またはサンネットの窓口で、町名地番変更証明書【土地の所在の変更証明】を公園緑地課の窓口で無料発行します。また、本籍の変更証明書については市民課またはサンネットの窓口で無料発行します。

このような事は (項目)	だれが (該当者)	どこへ (申請先)	何をもち (必要書類等)	いつまでに (申請期限)
土地・建物登記情報【権利部】 《所有者、抵当権者等の住所、本店》 (①個人の住所の変更) (②会社本店等の所在地の変更)	土地・建物の所有者、抵当権者等の登記名義人	対象となる土地、建物を管轄する法務局(郵送可) 〈みよし市の管轄〉 名古屋法務局豊田支局 ☎ 0565-32-0006	登記申請書 印鑑(認印可) ①変更証明書(※前述) ②町名地番変更証明書(※前述)  区画整理地区内の土地については、換地処分公告により登記事務が(住所変更日から約2ヶ月間)停止されますので、登記申請が可能になるのは事務停止の解除後です。	登記の事務停止期間終了後に手続きをしてください。
会社・法人等登記情報 《本店・支店等の所在地》 《代表者等の住所》 (①個人の住所の変更) (②会社本店等の所在地の変更)	会社・法人の代表者	対象となる変更登記をする会社・法人を管轄する法務局(郵送可) 〈みよし市の管轄〉 名古屋法務局岡崎支局 ☎ 0564-52-6416	登記申請書 印鑑(届出印) ①変更証明書(※前述) ②町名地番変更証明書(※前述)	本店…2週間以内 支店…3週間以内
登記の管轄、登記申請書の作成方法等は、「法務局ホームページ」( <a href="http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static">http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static</a> )でもご案内しています。				
自動車運転免許証 (①住所の変更) (②本籍の変更)	自動車運転免許証をお持ちの方	豊田警察署 ☎ 0565-35-0110 運転免許試験場(平針) ☎ 052-801-3211 ※愛知県内の警察署であれば、どこでも手続きできます。	運転免許証 ①新住所を確認できる書類(個人番号が印字されていない住民票の写し〔コピー不可〕、健康保険証、マイナンバーカード〔通知カード除く〕または新住所に届いた郵便物などのいずれか1つ) ②本籍が記載されている、個人番号が印字されていない住民票の写し〔コピー不可〕 ※いずれも変更証明書でも可	お早めに、手続きをしてください。
マイナンバーカード	マイナンバーカードをお持ちの方	市民課 ☎ 0561-32-8012	マイナンバーカード	来庁された際に、手続きをしてください。
写真付き住民基本台帳カード	写真付き住民基本台帳カードをお持ちの方		写真付き住民基本台帳カード	来庁された際に、手続きをしてください。
在留カード	在留カードをお持ちの方		在留カード	お早めに、手続きをしてください。
特別永住者証明書	特別永住者証明書をお持ちの方		特別永住者証明書(カード)	お早めに、手続きをしてください。
身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 (精神通院・更生医療) 障がい福祉サービス受給者証 地域生活支援事業受給者証	各手帳・各受給者証をお持ちの方	福祉課 ☎ 0561-32-8010	各手帳、各受給者証	現在のままでも使用できますが、必要に応じて来庁された際に手続きできます。
国民健康保険被保険者証(保険証) 国民健康保険関係の各証 後期高齢者医療被保険者証(保険証) 後期高齢者医療関係の各証 医療費受給者証 (こども・障がい者・母子家庭等)	保険証・各証をお持ちの方	保険年金課 ☎ 0561-32-8011	保険証・各証	現在のままでも使用できますが、必要に応じて変更後の証を発行することが可能です。
国民年金・厚生年金の年金証書(老齢・障がい・遺族等)	各年金証書をお持ちの方 (年金受給者の方)	豊田年金事務所 ☎ 0565-33-1114	年金証書 変更証明書(※前述)	住民票コードを登録されていない方及び送付先を別に登録されている方は、お早めに手続きをしてください。
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証	介護認定を受けている方 65歳以上の方	長寿介護課 ☎ 0561-32-8009	介護保険被保険者証・各証	原則、現在のままでも使用できます。必要があれば変更後の住所に書き換えを行います。

○以下のものについては手続きの必要はありません。

公簿名	変更箇所	担当機関	説明
土地・建物登記簿【表題部】のみ 《土地・建物の所在》	表題部の住所地番、家屋番号等	名古屋法務局豊田支局 ☎ 0565-32-0006	組合事業地区内の土地・建物登記簿【表題部】のみは、法務局において新しい所在地番、家屋番号、地積、及び地目に書き換えられます。
戸籍、住民基本台帳(住民票) 印鑑登録原票等	本籍欄または住所欄	市民課 ☎ 0561-32-8012	組合事業地区内にお住まいの方の戸籍・住民票等は、市役所において、新しい本籍、住所に書き換えられます。

※新住所に係る証明書等の発行は、10月17日(月)以降となります。